

平成25年金融商品取引法等の改正及びヘルスケアリート上場に向けた  
取組み等を踏まえた有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

1. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	2
3. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例	15
4. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	17
5. 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表	39
6. 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	40

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(法人関係情報管理体制の整備)</u></p> <p><u>第22条の5 取引参加者は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第1条第4項第14号に掲げる法人関係情報をいう。）を利用して不公正取引の防止を図るため、当取引所の市場の運営にかんがみて必要かつ適切と認められる法人関係情報管理体制を整備しなければならない。</u></p> <p>付 則 この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。</p>	(新設)

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(37) (略)	(1)～(37) (略)
<u>(37)の2 国際統一基準金庫 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)第1条第9号の3に規定する国際統一基準金庫をいう。</u>	<u>(37)の2 国際統一基準行等 銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)第1条第10号の2に規定する国際統一基準行、農林中央金庫、国際統一基準金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。</u>
<u>(37)の3 国際統一基準行等 銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)第1条第10号の2に規定する国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。</u>	<u>(37)の2 国際統一基準行等 銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)第1条第10号の2に規定する国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。</u>
(38)～(79)の2 (略)	(38)～(79)の2 (略)
<u>(79)の3 内部者取引等 内部者取引及び法第167条の2の規定により禁止される行為をいう。</u>	<u>(79)の3 (略)</u>
<u>(79)の4 (略)</u>	<u>(80)～(96) (略)</u>
(会社情報の開示)	(会社情報の開示)
第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直	第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直

ちにその内容を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 次の a から x までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ~ g (略)

h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）

i ~ x (略)

（内部者取引等の未然防止に向けた体制整備）

第449条 上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引等の未然防止に向けて必要な体制の整備を行うよう努めるものとする。

（上場審査基準）

第945条 E TN信託受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則（第3号bの審査に関して必要な事項については、上場審査等に関するガイドライン）で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請に係るE TN信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日において次の a から c までに適合していること。

a (略)

b 次の（a）から（e）までの区分に従い、当該（a）から（e）までに適合すること。

(a) 国際統一基準行等

次のイからハまでに適合すること。

ちにその内容を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 次の a から x までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ~ g (略)

h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（以下「破産手続開始の申立て等」という。）

i ~ x (略)

（内部者取引の未然防止に向けた体制整備）

第449条 上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体制の整備を行うよう努めるものとする。

（上場審査基準）

第945条 E TN信託受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則（第3号bの審査に関して必要な事項については、上場審査等に関するガイドライン）で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請に係るE TN信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日において次の a から c までに適合していること。

a (略)

b 次の（a）から（e）までの区分に従い、当該（a）から（e）までに適合すること。

(a) 国際統一基準行等

次のイからハまでに適合すること。

イ 普通株式等 Tier 1 比率（農林中央金庫及び国際統一基準金庫にあっては、普通出資等 Tier 1 比率とする。以下同じ。）が 4.5% を上回っていること。

ロ・ハ (略)

(b) ~ (e) (略)

c (略)

(3) (略)

2 (略)

(上場契約等)

第 1203 条 当取引所が新規上場申請に係る不動産投資信託証券を上場する場合には、第 1201 条の 2 第 1 項各号に定める者は、施行規則で定める当取引所所定の「不動産投資信託証券上場契約書」を提出するものとする。

2・3 (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第 1204 条 (略)

2 (略)

3 第 1201 条の 2 第 2 項の規定に基づき設立前に新規上場申請する場合は、前項に定める添付書類のうち新規上場申請時に提出することができない書類（当取引所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

4～7 (略)

(上場審査の形式要件)

第 1205 条 不動産投資信託証券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

イ 普通株式等 Tier 1 比率（農林中央金庫にあっては、普通出資等 Tier 1 比率とする。以下同じ。）が 4.5% を上回っていること。

ロ・ハ (略)

(b) ~ (e) (略)

c (略)

(3) (略)

2 (略)

(上場契約等)

第 1203 条 当取引所が新規上場申請に係る不動産投資信託証券を上場する場合には、第 1201 条 第 1 項各号に定める者は、施行規則で定める当取引所所定の「不動産投資信託証券上場契約書」を提出するものとする。

2・3 (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第 1204 条 (略)

2 (略)

3 第 1201 条 第 2 項の規定に基づき設立前に新規上場申請する場合は、前項に定める添付書類のうち新規上場申請時に提出することができない書類（当取引所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

4～7 (略)

(上場審査の形式要件)

第 1205 条 不動産投資信託証券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請銘柄が、次の a から <u>o</u> までに適合していること。</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>e</u> (略)</p> <p><u>f</u> (略)</p> <p><u>g</u> (略)</p> <p><u>h</u> (略)</p> <p><u>i</u> (略)</p> <p><u>j</u> (略)</p> <p><u>k</u> (略)</p> <p><u>l</u> (略)</p> <p><u>m</u> (略)</p> <p><u>n</u> (略)</p> <p><u>o</u> (略)</p> <p>(テクニカル上場)</p> <p>第1207条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該合併後に存続する投資法人又は当該合併により設立される投資法人の発行する不動産投資信託証券の新規上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が非上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人に吸収合併され、当該吸収合併による解散により当該上場不動産投資信託証券が上場廃止となる場合</p> <p>a 第1205条第1号、第2号 a、b、d 及び <u>i</u> から <u>m</u> まで並びに前条第1項各号に適合していること。この場合における第1205条第2号 <u>i</u> の規定の適用については、同 <u>i</u> 中「新規上場申請銘柄」とあるのは「当該非上場不動産投資信託証券」とする。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請銘柄が、次の a から <u>p</u> までに適合していること。</p> <p>a ~ d (略)</p> <p><u>e</u> <u>一口当たりの純資産額が、上場の時までに5万円以上となる見込みのあること。</u></p> <p><u>f</u> (略)</p> <p><u>g</u> (略)</p> <p><u>h</u> (略)</p> <p><u>i</u> (略)</p> <p><u>j</u> (略)</p> <p><u>k</u> (略)</p> <p><u>l</u> (略)</p> <p><u>m</u> (略)</p> <p><u>n</u> (略)</p> <p><u>o</u> (略)</p> <p><u>p</u> (略)</p> <p>(テクニカル上場)</p> <p>第1207条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該合併後に存続する投資法人又は当該合併により設立される投資法人の発行する不動産投資信託証券の新規上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が非上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人に吸収合併され、当該吸収合併による解散により当該上場不動産投資信託証券が上場廃止となる場合</p> <p>a 第1205条第1号、第2号 a、b、d 及び <u>j</u> から <u>n</u> まで並びに前条第1項各号に適合していること。この場合における第1205条第2号 <u>j</u> の規定の適用については、同 <u>j</u> 中「新規上場申請銘柄」とあるのは「当該非上場不動産投資信託証券」とする。</p>
---	---

<p>b・c (略)</p> <p>(2) 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が他の上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人と新設合併し、当該新設合併による解散により当該上場不動産投資信託証券が上場廃止となる場合</p>	<p>b・c (略)</p> <p>(2) 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が他の上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人と新設合併し、当該新設合併による解散により当該上場不動産投資信託証券が上場廃止となる場合</p>
<p>a 第1205条第1号、第2号d、<u>j</u>から<u>m</u>まで並びに前条第1項各号に適合していること。</p> <p>b～d (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>a 第1205条第1号、第2号d、<u>k</u>から<u>n</u>まで並びに前条第1項各号に適合していること。</p> <p>b～d (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>(テクニカル上場)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(テクニカル上場)</p>
<p>第1209条 上場不動産投資信託証券に係る投資法人又は投資信託の新たに発行される投資口又は受益権に係る不動産投資信託証券で当取引所が上場していないものの上場を申請する場合には、<u>第1201条の2</u>第1項各号に定める者（以下「上場不動産投資信託証券の発行者等」という。）が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。</p>	<p>第1209条 上場不動産投資信託証券に係る投資法人又は投資信託の新たに発行される投資口又は受益権に係る不動産投資信託証券で当取引所が上場していないものの上場を申請する場合には、<u>第1201条</u>第1項各号に定める者（以下「上場不動産投資信託証券の発行者等」という。）が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)</p>
<p>第1213条 (略)</p> <p>2 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 投資証券</p> <p>上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のaからdまでのいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと</p>	<p>第1213条 (略)</p> <p>2 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 投資証券</p> <p>上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のaからdまでのいずれかに該当する場合（<u>a及びcに掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準に該当するもの</u>その他の投資者の投資</p>

当取引所が認めるものを除く。) は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が次の (a) から (m) までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) ~ (i) (略)

(j) 資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約

(k) 金銭の分配

(l) 法第 166 条第 6 項第 4 号又は法第 167 条第 5 項第 5 号に規定する要請

(m) (a) から前 (l) までに掲げる事項のほか、上場不動産投資信託証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人に、次の (a) から (s) までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(a) (略)

(b) 特定有価証券(法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券をいう。以下この (b) において同じ。) 又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実

(c) ~ (g) (略)

(h) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

(i) 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決がなったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結

判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。) は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が次の (a) から (j) までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) ~ (i) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(j) (a) から前 (i) までに掲げる事項のほか、上場不動産投資信託証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人に、次の (a) から (h) までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(a) (略)

(b) 上場廃止の原因となる事実(第 1218 条第 1 項第 1 号 a に掲げる事由に係るものに限る。)

(c) ~ (g) (略)

(新設)

(新設)

したこと。

(j) 資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

(k) 投資信託法第216条第1項の規定による同法第187条の登録の取消しその他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分

(l) 債権者その他の当該投資法人以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立て

(m) 不渡り等

(n) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

(o) 主要取引先（施行令第29条の2の3第7号に定める主要取引先をいう。）との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止

(p) 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当取引所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

(q) 資源の発見

(r) 資産の総額のうちに占める投資信託法施行規則第105条第1号へに規定する不動産等資産（以下この（r）において

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

同じ。) の価額の合計額の割合が 100 分の 50 を超えることとなったこと(資産の総額の 100 分の 50 を超える額を不動産等資産に対する投資として運用することを規約に定めている場合を除く。)。

- (s) (a) から前 (r) までに掲げる事実のほか、上場不動産投資信託証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- c 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次の (a) から (n) までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)
- (a) • (b) (略)
  - (c) 当該資産運用会社の破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
  - (d) (略)
  - (e) 当該投資法人から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止
  - (f) 当該投資法人から委託を受けて行う資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止
  - (g) 当該資産運用会社の会社分割
  - (h) 当該資産運用会社の事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
  - (i) 当該投資法人と締結した資産の運用に係る委託契約の解約
  - (j) 当該資産運用会社の株式交換
  - (k) 当該資産運用会社の株式移転
  - (l) 当該投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、新たな資産の運用であるものの開始

- (h) (a) から前 (g) に掲げる事実のほか、上場不動産投資信託証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- c 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次の (a) から (j) までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)
- (a) • (b) (略)
  - (c) 当該資産運用会社の破産手続開始の申立て
  - (d) (略)
  - (e) 当該資産運用会社の金融商品取引業の廃止
  - (f) 法第 31 条第 4 項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなること。
  - (g) 当該資産運用会社の会社分割(事業の全部を承継させる場合に限る。)
  - (h) 当該資産運用会社の事業の全部の譲渡
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

<p><u>(m)</u> 当該資産運用会社が<u>法令</u>に基づき<u>行政</u>に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出</p>	<p><u>(i)</u> 当該資産運用会社が<u>法</u>に基づき<u>内閣総理大臣等</u>に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出</p>
<p><u>(n)</u> (a) から前<u>(m)</u>までに掲げる事項のほか、上場不動産投資信託証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>	<p><u>(j)</u> (a) から前<u>(i)</u>までに掲げる事項のほか、上場不動産投資信託証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>
<p>d 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社に、次の (a) から<u>(k)</u>までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p>	<p>d 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社に、次の (a) から<u>(d)</u>までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p>
<p>(a) • (b) (略) (c) (a) 及び前 (b) に掲げる事実のほか、<u>行政</u>による<u>法令</u>に基づく認可、承認又は処分</p>	<p>(a) • (b) (略) (c) (a) 及び前 (b) に掲げる事実のほか、<u>法</u>に基づく<u>内閣総理大臣等</u>の認可、承認又は処分</p>
<p><u>(d)</u> <u>特定</u>関係法人 (法第166条第5項に規定する特定関係法人をいう。以下この号において同じ。) の異動</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(e)</u> <u>主要</u>株主の異動</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(f)</u> 当該投資法人から委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(g)</u> 当該投資法人から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(h)</u> 債権者その他の当該資産運用会社以外の者による破産手続開始の申立て等</p>	<p>(新設)</p>

(i) 不渡り等  
(j) 特定関係法人に係る破産手続開始の申立て等

(k) (a) から前(j) までに掲げる事実のほか、上場不動産投資信託証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 委託者指図型投資信託の受益証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のa から d までのいずれかに該当する場合 (a に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。) は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が、次の(a) から (p) までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) ~ (1) (略)

(m) 当該投資信託委託会社が法令に基づき行政庁に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出

(n) ~ (p) (略)

b 上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社に、次の(a) から (e) までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(a) • (b) (略)

(c) (a) 及び前(b) に掲げる事実のほか、行政庁による法令に基づく認可、承認又は処分

(新設)

(新設)

(d) (a) から前(c) までに掲げる事実のほか、上場不動産投資信託証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 委託者指図型投資信託の受益証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のa から d までのいずれかに該当する場合 (a に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。) は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が、次の(a) から (p) までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) ~ (1) (略)

(m) 当該投資信託委託会社が法に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出

(n) ~ (p) (略)

b 上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社に、次の(a) から (e) までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(a) • (b) (略)

(c) (a) 及び前(b) に掲げる事実のほか、法に基づく内閣総理大臣等の認可、承認又は処分

<p>(d)・(e) (略) c・d (略) (3) (略)</p>	<p>(d)・(e) (略) c・d (略) (3) (略)</p>
<p>3 上場不動産投資信託証券の運用資産等に関する情報の適時開示については、上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p>	<p>3 上場不動産投資信託証券の運用資産等に関する情報の適時開示については、上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p>
<p>（1） 資産運用会社等（上場不動産投資信託証券が、投資証券である場合には当該投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社を、委託者指図型投資信託の受益証券である場合には当該受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社を、委託者非指図型投資信託の受益証券である場合には当該受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等をいう。第3号において同じ。）が次のaからcまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p>	<p>（1） 資産運用会社等（上場不動産投資信託証券が、投資証券である場合には当該投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社を、委託者指図型投資信託の受益証券である場合には当該受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社を、委託者非指図型投資信託の受益証券である場合には当該受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等をいう。第3号において同じ。）が次のa又はbに掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p>
<p>a (略) b 運用資産等（賃借権、地上権又は地役権の目的となる不動産、第1201条第12号fに規定する信託の信託財産に含まれる不動産及び不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。次号a及びbにおいて同じ。）の貸借又は貸借の解消</p>	<p>a (略) (新設)</p>
<p>c a及び前bに掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>	<p>b 前aに掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>
<p>(2) 次のaからcまでに掲げる事実のいずれ</p>	<p>(2) 次のa又はbに掲げる事実が発生した場</p>

<p>かが発生した場合</p> <p>a 運用資産等に係る災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害</p>	<p>合</p> <p>a 運用資産等（<u>賃借権、地上権又は地役権の目的となる不動産、第1201条第12号fに規定する信託の信託財産に含まれる不動産及び不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）に生じた偶発的事象に起因する損害の発生</u></p>
<p>b 運用資産等の貸借の解消（資産運用会社等が、当該運用資産等の貸借の解消を行うことについての決定をした場合において、前号bの規定に基づきその内容を開示したときを除く。）</p>	<p>（新設）</p>
<p>c a及び前bに掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>	<p>b 前aに掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 上場不動産投資信託証券に係るファンドの<u>営業収益、経常利益、純利益</u>又は金銭の分配若しくは収益の分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間又は前計算期間の実績値）に比較して当該上場不動産投資信託証券の発行者が新たに算出した予想値又は当営業期間若しくは当計算期間の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合</p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 上場不動産投資信託証券に係るファンドの<u>当期利益</u>又は金銭の分配若しくは収益の分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間又は前計算期間の実績値）に比較して当該上場不動産投資信託証券の発行者が新たに算出した予想値又は当営業期間若しくは当計算期間の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合</p>
<p>4・5 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p>
<p>6 第401条、第411条の2、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条及び第417条の規定は、上場不動産投資信託証券の発行者等についてそれぞれ準用する。</p>	<p>6 第401条、第411条の2、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条、第417条及び第443条の規定は、上場不動産投資信託証券の発行者等についてそれぞれ準用する。</p>
<p>（上場不動産投資信託証券に関する行動規範） 第1216条の2 (略)</p>	<p>（上場不動産投資信託証券に関する行動規範） 第1216条の2 (略)</p>

2 第442条及び第449条の規定は、第1201条の2第1項第1号に定める者について、  
第443条及び第450条の規定は、上場不動産投資信託証券の発行者等について、それぞれ準用する。

(上場廃止基準)

第1218条 (略)

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(13) (略)

(14) 上場不動産投資信託証券が投資証券である場合には、投資主名簿に関する事務を第1205条第2号mに規定する当取引所の承認する機関に委託しないこととなった場合又は委託しないことが確実となった場合

(15)～(19) (略)

3 (略)

#### 付 則

1 この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）において、上場後最初に終了する不動産投資信託証券の発行者である投資法人の営業期間に係る決算が公表がされた（法第166条第4項に規定する公表がされたことをいう。）ものでない場合は、当該投資法人は、施行日において改正後の第1213条第2項第1号bの（r）に該当するものとみなす。

(新設)

(上場廃止基準)

第1218条 (略)

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(13) (略)

(14) 上場不動産投資信託証券が投資証券である場合には、投資主名簿に関する事務を第1205条第2号nに規定する当取引所の承認する機関に委託しないこととなった場合又は委託しないことが確実となった場合

(15)～(19) (略)

3 (略)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(会社情報の開示)	(会社情報の開示)
第118条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するもののその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。	第118条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するもののその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 次のaからyまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合	(2) 次のaからyまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合
a～g (略)	a～g (略)
h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）	h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て <u>又は通告</u> （以下「破産手続開始の申立て等」という。）
i～y (略)	i～y (略)
(重要な発行者等の情報の開示)	(重要な発行者等の情報の開示)
第215条 上場債券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。ただし、国内の金融商品取引所に上場している株券等の発行者若しくは当該発行者の完全子会社又は第2条第9号gからmまでに掲げる有価証券の発行者については、この限りでない。	第215条 上場債券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。ただし、国内の金融商品取引所に上場している株券等の発行者若しくは当該発行者の完全子会社又は第2条第9号gからmまでに掲げる有価証券の発行者については、この限りでない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 次のaからeまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合	(2) 次のaからeまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合
a 債権者その他の当該上場債券の発行者等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）	a 債権者その他の当該上場債券の発行者等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て <u>又は通告</u> （以下「破産手続開始の申立て等」という。）

b～e (略)

(3)・(4) (略)

b～e (略)

(3)・(4) (略)

### 付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において「IFRS任意適用会社」、「ETN」、「ETN信託受益証券」、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株信託受益証券」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国投資証券」、「外国投資信託」、「外国投資法人」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「議決権付株式」、「基準日等」、「協同組織金融機関」、「金融商品取引業者」、「交換社債券」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「子会社連動配当株」、「<u>国際統一基準金庫</u>」、「国際統一基準行等」、「債券」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「資産運用会社」、「指定振替機関」、「支配株主」、「四半期財務諸表等」、「四半期報告書」、「受益証券」、「出資証券」、「上場ETN信託受益証券」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場外国株券等」、「上場外国株信託受益証券」、「上場外国株預託証券等」、「上場会社」、「上場会社監査事務所」、「上場株券等」、「上場議決権付株式」、「上場交換社債券」、「上場債券」、「上場市場選択申請者」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場内国株券等」、「上場無議決権株式」、「上場</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において「IFRS任意適用会社」、「ETN」、「ETN信託受益証券」、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株信託受益証券」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国投資証券」、「外国投資信託」、「外国投資法人」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「議決権付株式」、「基準日等」、「協同組織金融機関」、「金融商品取引業者」、「交換社債券」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「子会社連動配当株」、「国際統一基準行等」、「債券」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「資産運用会社」、「指定振替機関」、「支配株主」、「四半期財務諸表等」、「四半期報告書」、「受益証券」、「出資証券」、「上場ETN信託受益証券」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場外国株券等」、「上場外国株信託受益証券」、「上場外国株預託証券等」、「上場会社」、「上場会社監査事務所」、「上場株券等」、「上場議決権付株式」、「上場交換社債券」、「上場債券」、「上場市場選択申請者」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場内国株券等」、「上場無議決権株式」、「上場</p>

場無議決権株式」、「上場有価証券」、「上場優先株等」、「上場優先出資証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「第三者割当」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「投資運用業」、「投資証券」、「投資信託」、「投資信託委託会社」、「投資信託法」、「投資信託法施行規則」、「投資信託法施行令」、「投資法人」、「投資法人計算規則」、「投資法人債券」、「特定事業会社」、「特定有価証券開示府令」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株券」、「内国株券等」、「内部統制報告書」、「買収防衛策」、「発行者」、「半期報告書」、「非参加型優先株」、「振替法」、「法」、「募集株式」、「募集株式等」、「本国」、「本国等」、「無議決権株式」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」、「有価証券報告書等」、「優先株等」、「優先出資」、「優先出資証券」、「優先出資法」、「預託機関等」、「預託契約等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定する I F R S 任意適用会社、E T N 、E T N 信託受益証券、委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、外国株券等実質株主、外国株信託受益証券、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国金融商品取引所等、外国投資証券、外国投資信託、外国投資法人、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、関係会社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、議決権付株式、基準日等、協同組織金融機関、金融

有価証券」、「上場優先株等」、「上場優先出資証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「第三者割当」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「投資運用業」、「投資証券」、「投資信託」、「投資信託委託会社」、「投資信託法」、「投資信託法施行規則」、「投資信託法施行令」、「投資法人」、「投資法人計算規則」、「投資法人債券」、「特定事業会社」、「特定有価証券開示府令」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株券」、「内国株券等」、「内部統制報告書」、「買収防衛策」、「発行者」、「半期報告書」、「非参加型優先株」、「振替法」、「法」、「募集株式」、「募集株式等」、「本国」、「本国等」、「無議決権株式」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」、「有価証券報告書等」、「優先株等」、「優先出資」、「優先出資証券」、「優先出資法」、「預託機関等」、「預託契約等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定する I F R S 任意適用会社、E T N 、E T N 信託受益証券、委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、外国株券等実質株主、外国株信託受益証券、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国金融商品取引所等、外国投資証券、外国投資信託、外国投資法人、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、関係会社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、議決権付株式、基準日等、協同組織金融機関、金融商品取引業者、交換社

商品取引業者、交換社債券、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、子会社連動配当株、国際統一基準金庫、国際統一基準行等、債券、財務諸表等、財務書類、自己株式、資産運用会社、指定振替機関、支配株主、四半期財務諸表等、四半期報告書、受益証券、出資証券、上場E T N信託受益証券、上場外国会社、上場外国株券、上場外国株券等、上場外国株信託受益証券、上場外国株預託証券等、上場会社、上場会社監査事務所、上場株券等、上場議決権付株式、上場交換社債券、上場債券、上場市場選択申請者、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場内国株券等、上場無議決権株式、上場有価証券、上場優先株等、上場優先出資証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人の分割、数量制限付分売、施行令、第三者割当、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、投資運用業、投資証券、投資信託、投資信託委託会社、投資信託法、投資信託法施行規則、投資信託法施行令、投資法人、投資法人計算規則、投資法人債券、特定事業会社、特定有価証券開示府令、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内国株券等、内部統制報告書、買収防衛策、発行者、半期報告書、非参加型優先株、振替法、法、募集株式、募集株式等、本国、本国等、無議決権株式、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書、有価証券報告書等、優先株等、優先出資、優先出資証券、優先出資法、預託機関等、預託契約等及び流通株式をいう。

2 (略)

(情報の開示の取扱い)

第940条 (略)

債券、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、子会社連動配当株、国際統一基準行等、債券、財務諸表等、財務書類、自己株式、資産運用会社、指定振替機関、支配株主、四半期財務諸表等、四半期報告書、受益証券、出資証券、上場E T N信託受益証券、上場外国会社、上場外国株券、上場外国株券等、上場外国株信託受益証券、上場外国株預託証券等、上場会社、上場会社監査事務所、上場株券等、上場議決権付株式、上場交換社債券、上場債券、上場市場選択申請者、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場内国株券等、上場無議決権株式、上場有価証券、上場優先株等、上場優先出資証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人の分割、数量制限付分売、施行令、第三者割当、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、投資運用業、投資証券、投資信託、投資信託委託会社、投資信託法、投資信託法施行規則、投資信託法施行令、投資法人、投資法人計算規則、投資法人債券、特定事業会社、特定有価証券開示府令、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内国株券等、内部統制報告書、買収防衛策、発行者、半期報告書、非参加型優先株、振替法、法、募集株式、募集株式等、本国、本国等、無議決権株式、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書、有価証券報告書等、優先株等、優先出資、優先出資証券、優先出資法、預託機関等、預託契約等及び流通株式をいう。

2 (略)

(情報の開示の取扱い)

第940条 (略)

<p>2～4 (略)</p> <p>5 規程第947条第3項第4号に規定する施行規則で定める信用状況等に関する情報とは、次の各号に掲げる内容をいう。</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 規程第947条第3項第4号に規定する施行規則で定める信用状況等に関する情報とは、次の各号に掲げる内容をいう。</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のaからeまでに掲げる上場ETN信託受益証券の発行者の区分に従い、当該aからeまでに定める内容</p> <p>a 國際統一基準行等</p> <p>次の(a)から(c)までに掲げる内容</p> <p>(a) 普通株式等Tier1比率(農林中央金庫及び國際統一基準金庫にあっては、普通出資等Tier1比率とする。以下同じ。)</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>b～e (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のaからeまでに掲げる上場ETN信託受益証券の発行者の区分に従い、当該aからeまでに定める内容</p> <p>a 國際統一基準行等</p> <p>次の(a)から(c)までに掲げる内容</p> <p>(a) 普通株式等Tier1比率(農林中央金庫にあっては、普通出資等Tier1比率とする。以下同じ。)</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>b～e (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>6 (略)</p> <p>(上場契約書の様式)</p> <p>第1201条の2 規程第1203条第1項に規定する施行規則で定める当取引所所定の「不動産投資信託証券上場契約書」は、別記第5—1号様式によるものとする。</p>	<p>6 (略)</p> <p>(上場契約書の様式)</p> <p>第1201条の2 規程第1203条第1項に規定する施行規則で定める当取引所所定の「不動産投資信託証券上場契約書」は、別記第4—10号様式によるものとする。</p>
<p>(有価証券新規上場申請書の添付書類)</p> <p>第1202条 規程第1204条第1項に規定する施行規則で定める当取引所所定の「新規上場申請に係る宣誓書」は、別記第5—2号様式によるものとする。</p> <p>2 規程第1204条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる新規上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 投資証券</p> <p>次のaからiまでに掲げる書類</p>	<p>(有価証券新規上場申請書の添付書類)</p> <p>第1202条 規程第1204条第1項に規定する施行規則で定める当取引所所定の「新規上場申請に係る宣誓書」は、別記第4—11号様式によるものとする。</p> <p>2 規程第1204条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる新規上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 投資証券</p> <p>次のaからiまでに掲げる書類</p>

<p>a～h (略)</p> <p>i 規程第1205条第2号<u>m</u>に規定する投資主名簿等管理人と投資主名簿等に関する事務の委託に係る契約を締結していることを証する書面</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>a～h (略)</p> <p>i 規程第1205条第2号<u>n</u>に規定する投資主名簿等管理人と投資主名簿等に関する事務の委託に係る契約を締結していることを証する書面</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(上場審査の形式要件の取扱い)</p> <p>第1206条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第1205条第2号eに規定する純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した額とする。</p> <p>5 規程第1205条第2号<u>i</u>の(b)に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 規程第1205条第2号<u>m</u>に規定する施行規則で定めるものは、第212条第8項各号に規定するものをいう。</p>	<p>(上場審査の形式要件の取扱い)</p> <p>第1206条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第1205条第2号e及びfに規定する純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した額とする。</p> <p>5 規程第1205条第2号<u>i</u>の(b)に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 規程第1205条第2号<u>n</u>に規定する施行規則で定めるものは、第212条第8項各号に規定するものをいう。</p>
<p>(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示の取扱い)</p> <p>第1229条 規程第1213条第2項第1号及び第2号並びに同条第3項に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。この場合において、第1206条第1項の規定は、<u>第16号</u>に規定する譲渡対象資産の価格並びに<u>第2号</u>、<u>第3号</u>、<u>第6号</u>及び<u>第18号</u>に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、同条第4項の規定は、<u>第2号</u>、<u>第3号</u>、<u>第6号</u>及び<u>第18号</u>に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。</p> <p>(1) 規程第1213条第2項第1号aの(e)</p>	<p>(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示の取扱い)</p> <p>第1229条 規程第1213条第2項第1号及び第2号並びに同条第3項に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。この場合において、第1206条第1項の規定は、<u>第3号</u>及び<u>第4号</u>に規定する譲渡対象資産の価格及び純資産総額の算定において使用する各資産の額について、同条第4項の規定は、<u>第4号</u>に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。</p> <p>(1) 規程第1213条第2項第1号a (e)</p>

及び同項第2号aの(d)に掲げる事項

規約及び投資信託約款の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当すること。

a～c (略)

(2) 規程第1213条第2項第1号bの(h)

に掲げる事項

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該投資法人の直前営業期間の末日における純資産総額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

b 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(3) 規程第1213条第2項第1号bの(i)

に掲げる事項

a 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が当該投資法人の直前営業期間の末日における純資産総額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該敗訴による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 訴えについて判決があった場合又は訴え

及び同項第2号a (d)に掲げる事項

規約及び投資信託約款の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当すること。

a～c (略)

(新設)

(新設)

に係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によ  
らずに完結した場合

前 a に掲げる基準に該当する訴えの提起に  
係る判決等(訴えについて判決があったこと又  
は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判  
によらずに完結したことをいう。以下この号及  
び第 14 号において同じ。)の場合又は前 a に  
掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴  
訟の一部が裁判によらずに完結した場合であ  
って、次の (a) から (d) までに掲げるもの  
のいずれにも該当すること。

(a) 判決等により当該投資法人の給付す  
る財産の額が当該投資法人の直前営業期  
間の末日における純資産総額の 100 分  
の 3 に相当する額未満であると見込まれ  
ること。

(b) 判決等の日の属する営業期間開始の  
日から 3 年以内に開始する各営業期間に  
おいていずれも当該判決等による当該投  
資法人の営業収益の減少額が当該投資法  
人の直前営業期間の営業収益の 100 分  
の 10 に相当する額未満であると見込まれ  
ること。

(c) 判決等の日の属する営業期間開始の  
日から 3 年以内に開始する各営業期間に  
おいていずれも当該判決等による当該投  
資法人の経常利益の減少額が当該投資法  
人の直前営業期間の経常利益の 100 分  
の 30 に相当する額未満であると見込まれ  
ること。

(d) 判決等の日の属する営業期間開始の  
日から 3 年以内に開始する各営業期間に  
おいていずれも当該判決等による当該投  
資法人の当期純利益の減少額が当該投資  
法人の直前営業期間の当期純利益の 10  
0 分の 30 に相当する額未満であると見

込まれること。

(4) 規程第1213条第2項第1号bの(j)

に掲げる事項

a 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該仮処分命令による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 仮処分命令の申立てについての裁判があ

った場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aに掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この号及び第15号において同じ。)の場合又は前aに掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 裁判等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 裁判等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人の経常利益の減少額が当該投資法

(新設)

人の直前営業期間の経常利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 裁判等の日の属する営業期間開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人の当期純利益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の当期純利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(5) 規程第 1213 条第 2 項第 1 号 b の (k) に掲げる事項

法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

(6) 規程第 1213 条第 2 項第 1 号 b の (n) に掲げる事項

次の (a) から (c) までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が当該投資法人の直前営業期間の末日における純資産総額の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が当該投資法人の直前営業期間の経常利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が当該投資法人の直前営業期間の当期純利益の 100 分の 30 に相当する額

(新設)

(新設)

未満であると見込まれること。

(7) 規程第1213条第2項第1号bの(o)

に掲げる事項

取引先との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該取引の停止による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(8) 規程第1213条第2項第1号bの(p)

に掲げる事項

次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額(債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額をいう。)が当該投資法人の直前営業期間の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による経常利益の増加額が当該投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による当期純利益の増加額が当該投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(9) 規程第1213条第2項第1号bの(q)

に掲げる事項

発見された資源の採掘又は採取を開始する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該資源による当

(新設)

(新設)

(新設)

該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(10) 規程第1213条第2項第1号cの

(e)に掲げる事項

次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の経常利益の増加額又は減少額が当該投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の当期純利益の増加額又は減少額が当該投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(11) 規程第1213条第2項第1号cの

(f)に掲げる事項

次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(新設)

(新設)

(a) 当該投資法人から委託を受けて行う

資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該投資法人から委託を受けて行う

資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の経常利益の増加額又は減少額が当該投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該投資法人から委託を受けて行う

資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の当期純利益の増加額又は減少額が当該投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(12) 規程第1213条第2項第1号cの

(1)に掲げる事項

当該投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、新たな資産の運用であるものが開始されることとなる予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該新たな資産の運用の開始による当該投資法人の営

(新設)

業収益の増加額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな資産の運用の開始のために特別に支出する額の合計額が当該投資法人の直前営業期間の末における固定資産の帳簿価額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

(13) 規程第 1213 条第 2 項第 1 号 c の (m) 及び同項第 2 号 a の (m) に掲げる事項

当該資産運用会社又は当該投資信託委託会社が法令に基づき行政庁に対して行う届出のうち、当取引所が定めるもの

(14) 規程第 1213 条第 2 項第 1 号 d の (f) に掲げる事項

a 訴えが提起された場合

当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から 3 年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該敗訴による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前 a に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又は前 a に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の (a) から (c) までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 判決等の日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から 3 年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においてい

(2) 規程第 1213 条第 2 項第 1 号 c (i) 及び同項第 2 号 a (m) に掲げる事項

当該資産運用会社又は当該投資信託委託会社が法に基づき内閣総理大臣等に対して行う届出のうち、当取引所が定めるもの

(新設)

すれも当該判決等による当該投資法人の  
営業収益の減少額が当該投資法人の直前  
営業期間の営業収益の100分の10に  
相当する額未満であると見込まれること。

(b) 判決等の日の属する当該投資法人の  
営業期間開始の日から3年以内に開始す  
る当該投資法人の各営業期間においてい  
すれも当該判決等による当該投資法人の  
経常利益の減少額が当該投資法人の直前  
営業期間の経常利益の100分の30に  
相当する額未満であると見込まれること。

(c) 判決等の日の属する当該投資法人の  
営業期間開始の日から3年以内に開始す  
る当該投資法人の各営業期間においてい  
すれも当該判決等による当該投資法人の  
当期純利益の減少額が当該投資法人の直  
前営業期間の当期純利益の100分の3  
0に相当する額未満であると見込まれる  
こと。

(15) 規程第1213条第2項第1号dの  
(g)に掲げる事項

a 仮処分命令の申立てがなされた場合  
当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立  
てのとおり発せられたとした場合、当該申立て  
の日の属する当該投資法人の営業期間開始の  
日から3年以内に開始する当該投資法人の各  
営業期間においていすれも当該仮処分命令に  
よる当該投資法人の営業収益の減少額が当該  
投資法人の直前営業期間の営業収益の100  
分の10に相当する額未満であると見込まれ  
ること。

b 仮処分命令の申立てについての裁判があ  
った場合又は当該申立てに係る手続の全部  
若しくは一部が裁判によらずに完結した場  
合

前aに掲げる基準に該当する申立てについ

(新設)

ての裁判等の場合又は前 a に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の (a) から (c) までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 裁判等の日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から 3 年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の営業収益の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 裁判等の日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から 3 年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人の経常利益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の経常利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 裁判等の日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から 3 年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人の当期純利益の減少額が当該投資法人の直前営業期間の当期純利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(16) (略)

(17) 規程第 1213 条第 3 項第 1 号 b に掲げる事項

a 貸借する場合

次の (a) から (c) までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 貸借が行われることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から 3 年

(3) (略)

(新設)

以内に開始する各営業期間又は各計算期間（当該計算期間が6か月の場合は各特定計算期間（1の特定計算期間（連続する2計算期間をいう。）の末日の翌日）に開始するものに限る。）をいう。以下この号及び第19号において同じ。）においても当該貸借が行われることによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの営業収益の増加額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の営業収益又は直前計算期間の営業収益（当該計算期間が6か月の場合は直前2計算期間の営業収益の合計額をいう。以下この号及び第19号において同じ。）の100分の5に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 貸借が行われることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においても当該貸借が行われることによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの経常利益の増加額又は減少額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の経常利益又は直前計算期間の経常利益（当該計算期間が6か月の場合は直前2計算期間の経常利益の合計額をいう。以下この号から第19号までにおいて同じ。）の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 貸借が行われることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においても当該貸借が行われる

ことによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの当期純利益の増加額又は減少額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の当期純利益又は直前計算期間の当期純利益(当該計算期間が6か月の場合は直前2計算期間の当期純利益の合計額をいう。以下この号から第19号までにおいて同じ。)の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b 貸借を解消する場合

次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの営業収益の減少額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンダの直前営業期間の営業収益又は直前計算期間の営業収益の100分の5に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの経常利益の増加額又は減少額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の経常利益又は直前計算期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの当期純利益の増加額又は減少額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の当期純利益又は直前計算期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(18) 規程第1213条第3項第2号aに掲げる事項

次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間又は直前計算期間の末日における純資産総額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の経常利益又は直前計算期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の当期純利益又は直前計算期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(19) 規程第1213条第3項第2号bに掲げる事項

(4) 規程第1213条第3項第2号aに掲げる事項

運用資産等に生じた偶発的事象に起因する損害の額が、直前営業期間又は直前計算期間の末日における純資産総額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

次の（a）から（c）までに掲げるもののいずれにも該当すること。

（a） 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの営業収益の減少額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の営業収益又は直前計算期間の営業収益の100分の5に相当する額未満であると見込まれること。

（b） 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの経常利益の増加額又は減少額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の経常利益又は直前計算期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

（c） 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場不動産投資信託証券に係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの当期純利益の増加額又は減少額が当該上場不動産投資信託証券に係るファンドの直前営業期間の当期純利益又は直前計算期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であ

ると見込まれること。

2 前項各号に定める基準について、投資法人の営業期間が6か月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（1の特定営業期間（連続する2営業期間をいう。）の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「直前営業期間の営業収益」とあるのは「直前2営業期間の営業収益の合計額」と、「直前営業期間の経常利益」とあるのは「直前2営業期間の経常利益の合計額」と、「直前営業期間の当期純利益」とあるのは「直前2営業期間の当期純利益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。

3 (略)

4 (略)

5 規程第1213条第3項第5号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に掲げる基準をいう。

#### (1) 営業収益

新たに算出した予想値又は当営業期間若しくは当計算期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間又は前計算期間の実績値。以下この項において同じ。）で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。

#### (2) 経常利益

新たに算出した予想値又は当営業期間若しくは当計算期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値がゼロの場合は、この基準に該当するとして取り扱うものとする。）であること。

#### (3) 純利益

新たに算出した予想値又は当営業期間若しくは当計算期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値がゼロの場合は、この基準に該当するとして取り扱うものとする。）であること。

(新設)

2 (略)

3 (略)

4 規程第1213条第3項第5号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に掲げる基準をいう。

(新設)

(新設)

#### (1) 当期利益

新たに算出した予想値又は当営業期間若しくは当計算期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値がゼロの場合は、この基準に該当するとして取り扱うものとする。）であること。

くは当計算期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値がゼロの場合は、この基準に該当するものとして取り扱うものとする。)であること。

#### (4) 金銭の分配又は収益の分配

新たに算出した予想値又は当営業期間又は当計算期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値で除して得た数値が1.05以上又は0.95以下(公表がされた直近の予想値がゼロの場合は、この基準に該当するものとして取り扱うものとする。)であること。

#### (上場に関する料金の取扱い)

第1237条 規程第1223条の規定に基づく新規上場申請に係る不動産投資信託証券の発行者及び上場不動産投資信託証券の発行者の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1206条第1項の規定は、この条に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1206条第4項の規定は、この条に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1) · (2) (略)

(3) 新規上場料

a (略)

b 新規上場料の計算は、不動産投資信託証券ごとにその上場日現在における純資産総額（「有価証券新規上場申請書」に記載された

くは当計算期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間又は前計算期間の実績値。この号及び次号において同じ。)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下であること。この場合において、公表がされた直近の予想値がゼロのときは、この基準に該当するものとして取り扱うものとする。

#### (2) 金銭の分配又は収益の分配

新たに算出した予想値又は当営業期間又は当計算期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値で除して得た数値が1.05以上又は0.95以下であること。この場合において、公表がされた直近の予想値がゼロのときは、この基準に該当するものとして取り扱うものとする。

#### (上場に関する料金の取扱い)

第1237条 規程第1223条の規定に基づく新規上場申請に係る不動産投資信託証券の発行者及び上場不動産投資信託証券の発行者の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1206条第1項の規定は、この条に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1206条第4項の規定は、この条に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1) · (2) (略)

(3) 新規上場料

a (略)

b 新規上場料の計算は、各不動産投資信託証券ごとにその上場日現在における純資産総額（「有価証券新規上場申請書」に記載され

<p>上場日現在の純資産総額の見込み額をいう。  <u>第5号bにおいて同じ。）を基準とする。</u></p> <p>c (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 年間上場料</p> <p>a (略)</p> <p>b 年間上場料の計算は、<u>不動産投資信託証券ごとに</u>、前年の12月末日現在において内閣総理大臣等に提出されている直近の有価証券報告書又は半期報告書に基づく純資産総額（<u>当取引所又は国内の他の金融商品取引所への上場後最初に終了する営業期間若しくは計算期間に係る有価証券報告書又は当該営業期間若しくは計算期間開始の日以後6か月間に係る半期報告書のいずれも提出されていない</u>場合には、上場日現在における純資産総額とする。）を基準とする。</p> <p>c (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則 この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>た上場日現在の純資産総額の見込み額をいう。）を基準とする。</p> <p>c (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 年間上場料</p> <p>a (略)</p> <p>b 年間上場料の計算は、<u>各不動産投資信託証券ごとに</u>、前年の12月末日現在において内閣総理大臣等に提出されている直近の有価証券報告書又は半期報告書に基づく純資産総額（<u>いずれも提出されていない</u>場合には、上場日現在における純資産総額とする。）を基準とする。</p> <p>c (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(報告事項)	(報告事項)
第11条 規程第18条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。	第11条 規程第18条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。
(1)～(12)の2 (略)	(1)～(12)の2 (略)
(13) 前2号に <u>規定する</u> 検査に伴い行政官庁より改善指示等を受けたとき又は前2号に規定する検査若しくは処分に伴い行政官庁に対し改善策等を報告したとき。	(13) 前2号に <u>掲げる</u> 検査に伴い行政官庁より改善指示等を受けたとき又は行政官庁に対し改善策等を報告したとき。
(14)～(15) (略)	(14)～(15) (略)
(16) <u>他の金融商品取引所等</u> (所属の国内の他の金融商品取引所、外国の金融商品取引所等、又は金融商品取引業協会（これに相当する外国の団体を含む。） <u>をいう</u> 。以下この条において同じ。) の処分を受けたとき。	(16) 所属の国内の他の金融商品取引所、外国の金融商品取引所等、又は金融商品取引業協会（これに相当する外国の団体を含む。）の処分を受けたとき。
<u>(16)の2 前号に規定する処分に伴い他の金融商品取引所等に対し改善策等を報告したとき。</u>	(新設)
(17)～(27) (略)	(17)～(27) (略)
付 則	
この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。	

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>II 株券等の新規上場審査〔本則市場〕</p> <p>(内国会社における企業内容等の開示の適正性)</p> <p>5. 新規上場申請者が内国会社である場合には、規程第207条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（4）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>（1） 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引等の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>（2）～（4） (略)</p> <p>(外国会社における企業内容等の開示の適正性)</p> <p>10. 新規上場申請者が外国会社である場合には、規程第207条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（4）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>（1） 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切な開示及び内部者取引等の未然防止のための体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>（2）～（4） (略)</p>	<p>II 株券等の新規上場審査〔本則市場〕</p> <p>(内国会社における企業内容等の開示の適正性)</p> <p>5. 新規上場申請者が内国会社である場合には、規程第207条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（4）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>（1） 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>（2）～（4） (略)</p> <p>(外国会社における企業内容等の開示の適正性)</p> <p>10. 新規上場申請者が外国会社である場合には、規程第207条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（4）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>（1） 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切な開示及び内部者取引の未然防止のための体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>（2）～（4） (略)</p>
<p>III 株券等の新規上場審査〔マザーズ〕</p>	<p>III 株券等の新規上場審査〔マザーズ〕</p>

<p>(企業内容、リスク情報等の開示の適切性)</p> <p>2. 規程第214条第1項第1号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（6）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引等の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>(企業内容、リスク情報等の開示の適切性)</p> <p>2. 規程第214条第1項第1号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（6）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>
<p>IIIの2 株券等の新規上場審査〔スタンダード〕</p> <p>(企業内容、リスク情報等の開示の適正性)</p> <p>5. 規程第216条の5第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（6）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引等の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>IIIの2 株券等の新規上場審査〔スタンダード〕</p> <p>(企業内容、リスク情報等の開示の適正性)</p> <p>5. 規程第216条の5第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（6）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>
<p>IIIの3 株券等の新規上場審査〔グロース〕</p> <p>(企業内容、リスク情報等の開示の適正性)</p> <p>5. 規程第216条の8第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（7）までに掲げる観点その他の観点から検討すること</p>	<p>IIIの3 株券等の新規上場審査〔グロース〕</p> <p>(企業内容、リスク情報等の開示の適正性)</p> <p>5. 規程第216条の8第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（7）までに掲げる観点その他の観点から検討すること</p>

<p>により行う。</p> <p>(1) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引等の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p>	<p>により行う。</p> <p>(1) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p>
<p>VIII 不動産投資信託証券の新規上場審査</p> <p>(開示の適正性)</p> <p>2. 規程第1206条第1項第1号に定める事項についての上場審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不動産投資信託証券の新規上場を申請した者が、資産の運用等に重大な影響を与える事実等の情報を適時、適切に開示することができる体制にあること。<u>また、内部者取引等の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>VIII 不動産投資信託証券の新規上場審査</p> <p>(開示の適正性)</p> <p>2. 規程第1206条第1項第1号に定める事項についての上場審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不動産投資信託証券の新規上場を申請した者が、資産の運用等に重大な影響を与える事実等の情報を適時、適切に開示することができる体制にあること。</p>